第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画

の変更について（案）

令和４年１月

阪南市

◆第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について

（１）第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画における新制度未移行幼稚園の取扱いについて

第２期阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）では、新制度未移行幼稚園である桃の木台幼稚園及びさつき台幼稚園（以下「桃の木台幼稚園等」という。）については、新制度移行園と同様に幼児期の学校教育・保育における確保方策に含め、令和2年3月に計画を策定しました。

また、幼児期の学校教育・保育における確保方策を算定するにあたっては、「利用定員」という考え方が、新制度特有のものであることから、桃の木台幼稚園等の確保方策については、「認可定員」を基準として、計画に位置付けていました。

このたび、桃の木台幼稚園等が新制度へ移行するにあたり、認可定員を下回る利用定員を設定する見込みとなったことから、計画における令和４年度以降の確保方策を次のとおり取り扱い、必要な部分を変更します。

（２）計画における令和４年度以降の確保方策の取扱いについて

①幼児期の学校教育・保育における確保方策

１号認定の確保方策のうち、桃の木台幼稚園等については、利用定員数を基準とした値に置き換えて算出し直し、計画を変更する。

②地域子ども・子育て支援事業における確保方策

新規事業を実施する予定がないため、計画を変更しない。

（３）計画の変更について

◆1号認定の量の見込みと確保方策（計画５６ページ抜粋）

（変更前）

　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 476 | 438 | 403 | 371 | 341 |
| ②確保方策 | 1,410 | 1,410 | 1,225 | 1,225 | 1,225 |
| 過不足（②-①） | 934 | 972 | 822 | 854 | 884 |
| 確保方策の内容 | 令和元年12月　「阪南市子育て拠点再構築方針」策定  【方針の内容】  　令和３年度　尾崎幼稚園及び尾崎保育所を廃止予定  　令和４年度　尾崎地区の認定こども園を開園予定  令和４年度　はあとり幼稚園及び朝日幼稚園を整理統合予定  　令和５年度以降　石田保育所と下荘保育所を統合予定（年次及び定員未定） | | | | |

（変更後）

　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 476 | 438 | 403 | 371 | 341 |
| ②確保方策 | 1,410 | 1,410 | 803 | 803 | 803 |
| 過不足（②-①） | 934 | 972 | 400 | 432 | 462 |
| 確保方策の内容 | 令和元年12月　「阪南市子育て拠点再構築方針」策定  【方針の内容】  　令和３年度　尾崎幼稚園及び尾崎保育所を廃止予定  　令和４年度　尾崎地区の認定こども園を開園予定  令和４年度　はあとり幼稚園及び朝日幼稚園を整理統合予定  　令和５年度以降　石田保育所と下荘保育所を統合予定（年次及び定員未定） | | | | |